

行政機関等匿名加工情報作成業務に係る委託事業者募集要項

1 委託の概要

(1) 業務名

行政機関等匿名加工情報作成業務

本市が提供する保有個人情報、別添仕様書及び個人情報の保護に関する法律第116条の規定に従って加工し、同法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報を作成する業務（以下「本業務」という。）をいう。

(2) 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 納品期限

令和7年2月28日（金）まで

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

2 応募資格

受託候補者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)及び(4)を満たす者であること。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録され、かつ、公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていない者。

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、次に掲げる要件の全てを満たす者。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

ウ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 行政機関等匿名加工情報について十分な知見、加工技術を有すること。

(4) 受託候補者と行政機関匿名加工情報の提案事業者が、親子会社及びグループ会社の関係にないこと。

3 必要書類

本業務に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある方は、次の書類を提出すること。

(1) 参加表明書（第1号様式） 1部

(2) 企画提案書（次の事項について記載してください。任意様式） 4部

ア 会社概要

- イ 本業務を実施する人員体制について
- ウ 本業務を実施する組織体制について
- エ 個人情報の保護体制に関する第三者認証制度の認証取得について
- オ 情報セキュリティ管理に関する第三者認証制度の認証取得について
- カ 匿名加工業務の業務実績（最大5件まで）について
- キ 個人情報を取り扱うに当たり実施している安全管理措置について
- ク 匿名加工技術・方法について
- ケ 匿名加工作業スケジュール

(3) 見積書（任意様式 押印不要） 1 部

なお、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない参加希望者は、以下(4)～(7)の書類を合わせて提出すること。

- (4) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
- (5) 「2 応募資格」(2)エ、オを証明する納税証明書（オについては、京都市内に事業所等が所在する場合、若しくは固定資産を所有する場合のみ）
- (6) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）【第2号様式】
- (7) 京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書【第3号様式】

5 提案書類の提出期限等

(1) 提出期限

令和6年11月29日（金）

なお、持参する場合の提出時間は、京都市の定める休日（土日祝）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 提出場所及び提出方法

京都市総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当まで持参又は郵送（担当：井上、中務）

※ 持参の場合は、事前に連絡すること

※ 郵送の場合は、当日消印有効（書留郵便に限る。）

（郵送先：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所西庁舎1階 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当）

6 募集内容に関する質問について

本件募集内容について質問がある場合は、内容をまとめ、電子メールにて送付すること。

【送付先メールアドレス】 johokoukai@city.kyoto.lg.jp

【受付期限】 令和6年11月15日（金）午後5時

質問に対する回答については、令和6年11月22日（金）を目途に、京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載する。

7 受託候補者の選定方法及び結果の通知等について

(1) 受託候補者の選定方法

各種必要書類の提出期限後、プレゼンテーションは実施せず、受託候補者選定審査員（総合企画局デジタル化戦略推進室標準化企画・情報管理担当部長、同室情報セキュリティ・ガバナンス推進課長、同室情報管理課長、同室情報管理係長の４名）が、提出書類を基に審査を行い、最も高い評価を得た提案を行った者を、受託候補者として選定する。

(2) 評価基準

審査は、以下の評価基準に基づき総合的に評価し、順位を決定する。評価点は、各審査員が採点した合計点の平均点（各審査員１００点満点で採点し、合計点を審査員の人数で除して小数第２位を四捨五入する。）とする。このうち、評価点が６０点以上で、第１順位の提案を行った応募者を受託候補者として選定する。ただし、平均点が６０点を下回る場合は、応募事業者が１事業者のみであっても、受託候補者として選定しない。また、平均点が同点の者が２者以上いる場合は、見積価格の最も低い事業者を受託候補者として選定する。

審査区分	審査項目	審査基準	配点
基本的事項	仕様	本市が要求した仕様を満たしていることが確認できる提案内容となっているか。	５
	理解	業務内容を十分に理解したうえでの提案となっているか。	５
	地域	京都市内に事業所を有しているか。	５
提案主体	人員体制	本業務を安定的に実施できるよう、適切な人員体制となっているか。	１０
	組織体制	本業務を実施するために必要な措置を講じるための組織体制が整備されているか。	１０
	認証	個人情報保護に関する認証を受けているか。	５
		情報セキュリティ管理に関する認証を受けているか。	５
	業務実績	匿名加工業務の業務実績があり、本業務を遂行するに足る経歴を有しているか。	５
提案内容	安全管理	個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じているか。	１０
		特定の個人を識別かつ復元することができないように個人情報保護委員会規則で定める基準に従っているか。	１０
		行政機関等匿名加工情報に個人情報が含まれていないことを確認するための対策が講じられているか。	５
		本市が提供する個人情報データについて、データ保護対策を講じているか	５
		本市が貸与する作業用パソコンがウィルスに感染しないよう対策を講じているか。	５
提案金額		以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て） 評価点＝１５点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）	１５

点数配分は「7(2) 評価基準」で定める表のとおりとし、選定審査員は「見積金額」を除く各項目についてA～Fの評価を行う。

評価	評価係数	評価内容
A	1. 0	極めて優れている（「業務実績」に当たっては 5 件以上）
B	0. 8	優れている（「業務実績」に当たっては 4 件）
C	0. 6	普通である（「業務実績」に当たっては 3 件）
D	0. 4	やや劣っている（「業務実績」に当たっては 2 件）
E	0. 2	劣っている（「業務実績」に当たっては 1 件）
F	0	著しく劣っている（「業務実績」に当たっては 0 件）

(1) 選定結果の通知及び公表

選定の結果、受託候補者が決定した場合、受託候補者に決定の旨を通知する。また、全ての応募者名及びその順位、並びにそれぞれの評価点（平均点）を本市のホームページ「京都市情報館」において公表する。

8 契約手続

プロポーザル実施後、本プロポーザルで提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

受託候補者が、契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約する。また、その者と合意に達しないときは、審査の結果の順位に従って協議を行う。

なお、本市と行政機関等匿名加工情報に関する提案者が契約に至らなかった場合は、本件契約の締結は行わない。この場合、受託候補者は本市に対して一切の補償を求めることはできない。

9 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (6) 本業務の受託によって、本業務に関連する業務委託等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務委託の受託資格に影響を及ぼすこともない。
- (7) 本業務において本市から得た情報、資料、電子データ等について、無断で第三者に提供する

こと及び他の目的に利用することを禁じる。